

## 新世紀司法改革の到達点

大出, 良知  
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/3909>

---

出版情報 : 法政研究. 71 (3), pp.1-25, 2005-02-25. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 新世紀司法改革の到達点

大出良知

## はじめに

一九九九年七月、内閣に司法制度改革審議会（以下、「審議会」という）が設置され、本格的に動き出した司法改革は、二〇〇四年一月末の司法制度改革推進本部（以下、「推進本部」という）の解散によって、立法作業は一段落し、制度の立ち上げと改革全般の本格的な運用へ向けた最後の詰め<sup>①</sup>の段階に入った。

既に、改革の中心的な課題であった法律家人口の大幅増員に関わって、その養成システムの中心に位置する法科大学院は昨年四月に開設され、一年目の課程を終了しようとしている。その他の改革内容も順次具体的な姿を現してくるようになるが、今回の改革においてやはり中心的位置を占めている刑事裁判への国民参加制度である裁判員制度が運用開始になるまでには、なお四年余を要することになっている。

それゆえ、太平洋戦争敗戦後のいわゆる戦後改革、あるいは明治維新以来といわれたりもする五〇年、もしくは一〇

○年に一度といった大改革を全体として総括するには、なお時期尚早といわざるをえず、本格的な総括は他日を期さざるを得ない。

しかし、であればこそ、なかなか改革の全体像が見えにくくなっており、立法作業が一応終了したところで、立法自体の到達点を確認しておくことも無駄ではないかもしれない。

そこで、現時点で可能な範囲で、今回の司法改革の経緯と到達点を確認し、筆者の専門に関わる刑事法の分野での主な改革に焦点を合わせてその意義について検討してみることにはしたい。

なお、今回の改革が政治課題として動き始めたのは、前述のように二〇世紀末である。その内容は、二〇世紀のわが国司法の状況を総括し、新たな時代（二一世紀）に対応できる司法を構築することを目的としていた。そして、実際に改革が実現することになったのは新世紀になってからである。そこで、今回の司法改革を、とりあえず「新世紀司法改革」と呼んでおくことにしたい。

## 一 新世紀司法改革の経緯

### 一 改革推進体制

あらためて確認するまでもないであろうが、審議会は、二〇〇一年六月一二日に、「二一世紀の日本を支える司法制度」をサブタイトルとした「最終意見書」（以下、「意見書」という）を内閣に提出した。

この「意見書」を受けて、二〇〇一年一二月一日に内閣総理大臣を本部長とする「推進本部」が三年間という時限で内閣に設置された。推進本部には、審議会の会長を務めた佐藤幸治京都大学名誉教授を座長とし、八名で構成された顧

問会議が設けられるとともに、司法制度改革に必要な法律案の立案等の作業のため、研究者、実務家、有識者等から成る検討会が開催された。検討会は、最終的には一一開催されることになったが、その名称と主要テーマは、次の通りである。<sup>3)</sup>

名 称	主 要 テ ー マ
1 労働検討会	労働関係事件への総合的な対応強化
2 司法アクセス検討会	裁判所へのアクセスの拡充
3 ADR検討会	裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化
4 仲裁検討会	仲裁法制の整備
5 行政訴訟検討会	司法の行政に対するチェック機能の強化
6 裁判員制度・刑事検討会	刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入、刑事裁判の充実・迅速化等
7 公的弁護士制度検討会	公的刑事弁護士制度の導入及び整備
8 国際化検討会	国際化への対応
9 法曹養成検討会	法曹養成制度の改革
10 法曹制度検討会	弁護士・検察官・裁判官制度の改革等
11 知的財産訴訟検討会	知的財産関連訴訟の充実及び迅速化

## 二 改革推進計画

このような態勢の下、二〇〇二年三月一九日には、「司法制度改革推進計画」（以下、「推進計画」という）が閣議決定され、改革への作業が本格的にスタートした。推進計画は、審議会意見書を受けて、その内容を制度改革として具体化する計画であり、意見書に従ったその事項をあらためて確認するならば、次のようになる。<sup>(4)</sup>

## 一 国民の期待に応える司法制度の構築

## 第一 民事司法制度の改革

- 1 民事裁判の充実・迅速化
- 2 専門的知見を要する事件への対応強化
- 3 知的財産権関係事件への総合的な対応強化
- 4 労働関係事件への総合的な対応強化
- 5 家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実
- 6 民事執行制度の強化
- 7 裁判所へのアクセスの拡充
- 8 裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化
- 9 司法の行政に対するチェック機能の強化

## 第二 刑事司法制度の改革

- 1 刑事裁判の充実・迅速化

新世紀司法改革の到達点 (大出)

- 2 被疑者・被告人の公的弁護制度の整備
  - 3 公訴提起の在り方
  - 4 新たな時代における捜査・公判手続の在り方
  - 5 犯罪者の改善更生、被害者等の保護
- 第三 国際化への対応
- 1 民事司法の国際化
  - 2 刑事司法の国際化
  - 3 法整備支援の推進
  - 4 弁護士の国際化
- 二 司法制度を支える体制の充実強化
- 第一 法曹人口の拡大
- 1 法曹人口の大幅な増加
  - 2 裁判所、検察庁等の人的体制の充実
- 第二 法曹養成制度の改革
- 1 法科大学院
  - 2 司法試験
  - 3 司法修習
  - 4 継続教育
  - 5 新たな法曹養成制度の円滑な実施に向けて

第三 弁護士制度の改革

- 1 弁護士の活動領域の拡大
- 2 弁護士へのアクセス拡充
- 3 弁護士の執務態勢の強化・専門性の強化
- 4 弁護士の国際化
- 5 弁護士会の在り方
- 6 隣接法律専門職種の活用等
- 7 企業法務等の位置付け

第四 検察官制度の改革

- 1 検察官に求められる資質・能力の向上等
- 2 検察庁運営への国民参加

第五 裁判官制度の改革

- 1 給源の多様化・多元化
- 2 裁判官の任命手続の見直し
- 3 裁判官の人事制度の見直し
- 4 裁判所運営への国民参加
- 5 最高裁裁判官の選任等の在り方について

第六 法曹等の相互交流の在り方

三 司法制度の国民的基盤の確立

第一 国民的基盤の確立（国民の司法参加）

1 刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入

2 その他の分野における参加制度の拡充

第二 国民的基盤の確立のための条件整備

1 分かりやすい司法の実現

2 司法教育の充実

3 司法に関する情報公開の推進

三 成立した司法改革関連法

これらの事項の下で、措置を講ずべきとされた細目は、一〇〇項目を超えていた<sup>(5)</sup>。そして、推進本部設置中に成立した司法改革関連法は、二四本にのぼっている。その要点とともに確認しておこう。なお、推進本部が立案し、内閣が提出した法律は、このうち一五本であり<sup>(6)</sup>（◎印を付記してある）、その他はそれぞれの関係省庁が立案・提出したものである。

【第一五四回国会（平成一四年一月～七月）で成立した法律】

○ 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（平成一四年法律第三三号）

・ 司法書士法人の設立を可能にした

・ 司法書士が簡易裁判所の事件に関し法務大臣の認定を受けて訴訟代理等を行うことができるようにした



○ 弁理士法の一部を改正する法律（平成一四年法律第二五号）

・ 弁理士が一定の要件の下で特定侵害訴訟に関して訴訟代理人になることができるようにした

【第一五五回国会（平成一四年一〇月～一二月）で成立した法律】

○ 学校教育法の一部を改正する法律（平成一四年法律第一一八号）

・ 専門職大学院（法科大学院ほか）の設置に関わる規定を整備した

○ 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成一四年法律第一三八号）

・ 法科大学院の設置にともなう司法試験制度及び司法修習制度を改編した

○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成一四年法律第一三九号）

・ 法曹養成及び法科大学院教育の理念、法科大学院教育と司法試験・司法修習との有機的連携の確保等を規定した

【第一五六回国会（平成一五年一月～七月）で成立した法律】

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成一五年法律第四〇号）

・ 法科大学院へ裁判官及び検察官を実務家教員として派遣するための法整備を行った

○ 裁判の迅速化に関する法律（平成一五年法律一〇七号）

・ 第一審の訴訟手続を二年以内のできるだけ短い期間内に終局させること等を目標とすることにした

・ 迅速化にあたって、当事者の正当な権利利益の擁護と公正かつ適正な手続の実施を求めた

○ 民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成一五年法律一〇八号）

・ 計画的な審理を推進することにした

・ 提訴前の証拠収集手続を拡充することにした

・ 専門的知見を必要とする事件の審理にあたり、専門家の説明を聴くことができるようにした

- ・ 少額訴訟の上限額を六〇万円に引き上げた
- 人事訴訟法(平成一五年法律一〇九号)
  - ・ 離婚、認知等の人事訴訟の第一審の管轄を地裁から家裁へ移管し、関連する損害賠償訴訟をも家裁で審理できるようにした
  - ・ 人事訴訟にあたり家裁調査官や参与員が関与することができるようにした
  - ・ 離婚や離縁にあたり裁判上の和解を利用できるようにした
- 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成一五年法律第一二八号)
  - ・ 簡裁の管轄を一四〇万円へ拡大することにした
  - ・ 訴えの提起の手数料額を引き下げるとともに定め方を簡素化した
  - ・ 裁判官と同等の権限を有する民事調停官及び家事調停官制度を創設し、弁護士から任命することにした
  - ・ 弁護士となる資格の特例の拡充、弁護士法上の公務就任の制限の撤廃、営利業務従事の制限の緩和、報酬規定の会則記載事項からの削除、等弁護士制度の整備を行った
- 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律(平成一五年法律第一三四号)
  - ・ 短期貸借借制度の廃止、民事執行法上の保全処分等の要件の緩和、扶養等の義務に係る債権に基づく強制執行における特例の創設等を行った
- 仲裁法(平成一五年法律第一三八号)
  - ・ ADRの拡充・活性化の一環として国際商事仲裁模範法に沿った内容の新法を制定した
- 【第一五九回国会(平成一六年一月～六月)で成立した法律】
- 弁護士法の一部を改正する法律(平成一六年法律第九号)

- ・弁護士となる資格の特例を見直した
- ◎ 労働審判法（平成一六年法律第四五号）
  - ・個別労働関係民事紛争について、裁判官一名と労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員二名が組織する労働審判委員会によって迅速に調停により解決するか、あるいは労働審判を行う労働審判手続を創設した
- ◎ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成一六年法律第六二号）
  - ・刑事裁判の充実・迅速化を図るための諸方策として、公判前整理手続の創設や証拠開示の拡充・ルールの明確化等を行った
- ・被疑者国選制度の創設を中心とする公的弁護制度の整備を行った
- ・検察審査会の議決に法的拘束力を認めることにした
- ◎ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成一六年法律第六三号）
  - ・刑事裁判に国民が直接参加する新たな制度を創設した
- ◎ 総合法律支援法（平成一六年法律第七四号）
  - ・民事、刑事にかかわらず国民の司法アクセスを容易にするための総合的な支援の実施及び体制の整備に関し、基本となる事項を定め、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営を定めた
- ◎ 行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成一六年法律第八四号）
  - ・行政事件訴訟に関わって救済範囲を拡大し、裁判所が行政庁に対し釈明処分として資料の提出を求めることができる制度を新設し、行政訴訟をより利用しやすく、分かりやすくするための方策を講じた
- ◎ 知的財産高等裁判所設置法（平成一六年法律第一一九号）
  - ・知的財産に関する事件を専門的に扱う知的財産高等裁判所を設置することにした

- ◎ 裁判所法等の一部を改正する法律（平成一六年法律第一二〇号）
    - ・ 知的財産に関する事件における裁判所調査官の権限の拡大・明確化、審理における営業秘密の保護の強化、侵害行為の立証の容易化についての措置を講じた
  - ◎ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成一六年法律第一二一号）
    - ・ 判事補及び検事が一定期間その身分を離れ、弁護士となってその職務を経験することにした
  - 【第一六一回国会（平成一六年一〇月～一二月）で成立した法律】
  - 労働組合法の一部を改正する法律（平成一六年法律第一四〇号）<sup>7)</sup>
    - ・ 労働委員会による不当労働行為の審査手続及び審査体制を整備し、審査の迅速化、的確化を図ることにした
  - ◎ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成一六年法律第一五一号）
    - ・ 裁判外紛争解決手続について基本理念等を定め、民間紛争解決手続の業務に関し、認証制度を設け、あわせて時効の中断等に係る特例を定めた
  - ◎ 裁判所法の一部を改正する法律（平成一六年法律第一六三号）
    - ・ 司法修習生に対する給与支給制度を廃止し、国が修習資金を貸与する制度を導入することにした
- 以上の他、裁判所・裁判官に関わる改革については、最高裁判所規則によって措置されているものがある。主要なものだけを掲記するならば次のような規則がある。<sup>8)</sup>
- 下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則（平成一五年最高裁判所規則六号）
  - ・ 最高裁の諮問に応じ、高裁長官、判事及び判事補の任命にあたってその適否等について審議するため、裁判官の他に  
検察官、弁護士、学識経験者からなる委員会を設置することにした

○地方裁判所委員会規則（平成一五年最高裁判所規則九号）

・地方裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため、裁判官の他の学識経験者、弁護士、検察官を加えた委員会を設置することにした

○家庭裁判所委員会規則（平成一五年最高裁判所規則一〇号）

・家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため、裁判官の他の学識経験者、弁護士、検察官を加えた委員会を設置することにした

○裁判官の人事制度に関する規則（平成一六年最高裁判所規則一号）

・判事、判事補、簡裁判事についての人事評価制度を新たに創設することにした

## 二 国民参加に見る改革の到達度

### 一 新世紀司法改革の課題

新世紀司法改革へ至る経緯とその課題については、既に何度か言及してきたところであり、<sup>9)</sup>ここであらためて繰り返すことはしないが、最少限の確認は必要であろう。

わが国の司法の実情については、その機能不全を問題視する意見が、各論者の立場を越えて広い範囲に存在していた。その主な意見の一つは、次のような認識として展開されていた。

①日本国憲法を中核とする司法の戦後改革は、決して十分なものではなかったが、国民主権への原理的転換の下での司法として評価しうる制度的枠組みを確保し得た。

②しかし、一九五〇年代からはじまる反動化は、民主化に対する逆行として進められ、国民からの遊離、裁判官会議の形骸化が推し進められた。

③一九六四年の臨時司法制度調査会の意見書を契機に、司法官僚制の確立が指向され、裁判官の身分保障の形骸化、職権行使の独立性の侵害にまで進んでいった。

④その結果、財政基盤の脆弱さをも主要な要素としながら、司法は、国民の感覚から遊離した、国民にとって使い勝手の悪い存在になっていた。

もちろん、一九九〇年代になって展開されることになった規制緩和論からする司法改革論は、市場原理の展開を支える論理として展開されたものであり、前述の認識とは異なる視点からの主張であった。しかし、規制緩和論的司法改革論が、改革の対象としなければならなかった司法は、前述のような経緯から生まれたものであったことは明示的に言及されないにせよ、否定できないところであった。

それゆえ、規制緩和論的司法改革を指向する政治的力を改革に生かすことが可能になったといつてよいであろう。いずれにせよ機能不全を起している司法の改革にとっての第一歩は、その原因の除去であり、その限りでは、認識を共通にしえないわけではなかったからである。

その原因の除去の視点から求められていた主要な改革課題は、以下のような点であった。<sup>(10)</sup>

- ①司法アクセスの拡充
- ②司法官僚制の打破・法曹一元制の採用
- ③最高裁判事選任手続の民主化
- ④裁判員裁判・陪審制裁判の導入
- ⑤法曹人口の大幅増員

⑥ 弁護士法七二条の見直し

⑦ 大学院と連携した法曹養成の改革

⑧ 財政的基盤の確立

このような課題について、新世紀司法改革がどのように応えたのかを成立法による改革内容として確認したところを改革課題の番号に即してごくごく要約的に示すならば、次のようになるであろう。

① 総合法律支援法・裁判の迅速化・訴訟手数料の引き下げ・ADRの拡充・行政訴訟制度の改革

② 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律・最高裁の指名手続に関する諮問機関の設置・新人事評価制度・地方・家庭裁判所委員会の創設

③ 最高裁判所裁判官の国民審査に関わる公報の充実

④ 裁判員裁判の導入・刑事裁判の充実迅速化・被疑者国選弁護士制度の創設

⑤ 法曹人口の拡大

⑥ 弁護士制度の改革・七二条規制の緩和

⑦ 法科大学院の創設

この結果を推進計画に掲げられた項目とあわせ確認するならば、改革の手は、ほぼ改革が必要として掲げられていた項目全般に及んだことは間違いないであろう。そのこと自体積極的に評価すべきであると考えますが、さらに重要なのは、その実質であることはいうまでもない。

しかし、その点の確認は、冒頭にも述べたとおり、現時点では不可能といわざるを得ない。そこで、推進本部（検協会）での改革への議論の経緯から、その意義を探ってみよう。といっても、改革項目全般について確認することはこれも現時点では不可能であり、改革の中核に位置した「国民的基盤の確立」の中心的課題であった「刑事訴訟手続への新

たな参加制度の導入」、要は「裁判員制度」の導入をめぐる議論と関連の改正内容から可能な限りでみてみることにしたい。

## 二 裁判員制度導入の理念<sup>(1)</sup>

裁判員制度は、司法制度改革審議会意見書によって導入の提案が行われた刑事裁判へのわが国独自の国民参加制度である。その中で重要論点、特に裁判員と裁判官の人数について検討会での意見が大きく分かれたのは、その「意見書」が導入しようとした裁判員制度の理念についての理解の違いに起因するところが大きかったように思われる。

「意見書」は、まず総論的に国民の司法参加について言及する中で、「国民的基盤を更に強固なものとして確立すること」を目的に、「司法の中核をなす訴訟手続への新たな参加制度として、刑事訴訟事件の一部を対象に、広く一般の国民が、裁判官と共に、責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的に、実質的に関与することができる新たな制度を導入する」としている（一二頁）。

この中で、「刑事訴訟事件の一部」とはどの程度の範囲なのか、「広く一般の国民」とはどの範囲なのか、「裁判官と共に、責任を分担しつつ協働し」とはどのような意味なのか、「主体的に、実質的に関与する」とはどのような関与を想定しているのか、といった点についての理解の相異が意見を分けることになっていった。

もちろん「意見書」は、各論的にそれぞれの意味をいくらか敷衍している。

「裁判官と裁判員との役割分担の在り方」については、「裁判員が関与する意義は、裁判官と裁判員が責任を分担しつつ、法律専門家である裁判官と非法律家である裁判員とが相互のコミュニケーションを通じてそれぞれの知識・経験を共有し、その成果を裁判内容に反映させるという点にある」とする。そしてさらに具体的には、「裁判官と裁判員は、



共に評議し」、事実認定のみならず、「刑の量定の場面」へ関与し、「健全な社会常識を反映させる」ことが求められている（一〇三—一〇四頁）。

さらに、主体的・実質的な関与を保障するためには、裁判員に「評議においても、裁判官と基本的に対等の権限」を与え、「裁判員の意見が評決結果に影響を与えうるようにする必要はある」。そして、「評議の実効性を確保するという要請からは、裁判体の規模を、実質的内容を伴った結論を導き出すために、裁判官及び裁判員の全員が十分な議論を尽くすことができる程度の員数とする必要がある」としていた（一〇四頁）。

### 三 裁判官・裁判官の人数

検討会では、裁判官の人数については、三人説が多数を占めたが、二人説も有力だったといつてよいであろう。また裁判員の人数については、三人説、四人説、五人説、六人説、一人説、一二人説などが主張されたが、大括りにすれば、五人以下説が僅かではあるが多数を占めていた。裁判員の人数を三ないし五人とする意見は、裁判官について三人説を採っており、裁判員六名以上とする意見の多数は、裁判官二人説を採っていた。

この裁判官と裁判官の人数についての意見の相異は、概ね次の三点についての理解の相異に起因していたと思われる。

①裁判官と裁判員の役割についての理解の相異。

②全員が十分な議論を尽くすことができる程度の員数についての理解の相異。

③裁判員の意見が評決結果に影響を与えるような主体的・実質的関与の在り方についての理解の相異。

裁判官と裁判員を三人の同数とする意見は、①について、これまでの裁判官のみによる重大犯罪についての裁判に市民を加え、裁判に社会常識を反映させようという制度であると理解している。それゆえ、これまでの重大犯罪の裁判を

行ってきたと同様裁判官三人の合議体に市民を加えればよい。また、法律問題については、専門家である裁判官が判断すべきであり、複雑困難な法律問題に対処するためにも三人が望ましく、三人であれば、意見が分かれた際多数決で決定できる、としていた。

さらに、②に関わっても、十分な議論を尽くすには、コンパクトな裁判体である必要があり、そのためにも全体で六名程度が最大人数である、ということになっていた。

③については、裁判員各自が主体的・実質的に関与できればよい、というのであった。

これに対して、裁判員が六名以上であるべきであるとする意見は、裁判員裁判は、全く新しい国民参加の制度であり、①については、これまでの裁判官の地位・役割に拘泥することなく、裁判員が主体的・実質的に裁判に関与できるように、新たな視点から構成を見直してみるべきであると考えていた。ということになれば、裁判官と基本的に同一の権限を有する裁判員が加わる以上、裁判官がこれまでと同様三人でなければならぬということはないはずであると主張した。

裁判官が一人ということでも特に支障があるとは考えられないが、裁判官が裁判長を務め、評議にあたって司会を務めなければならぬとすれば、そのほかに自由に発言できる裁判官がもう一人いてもよいであろう。法律問題については裁判官が判断することになったとしても、現在でも単独事件については裁判官一人で判断しており、特に問題があるとは思えない。裁判官二人で意見が分かれた際には、どのように決定すべきかを法定しておくことで対処可能と考えられると主張されていた。

②に関わっても、六人でなければ十分な議論が尽くせないという実証的な証明はないのであって、英米の陪審裁判やフランスの参審裁判が二人という規模で支障なく裁判を行っており、二人前後の規模まで実質的で十分な議論が可能である、ということであった。

③についても、専門家である裁判官と協働して、素人の裁判員が主体的・実質的に関与して評決結果に影響を及ぼすことを可能にするには、裁判員が裁判官と対等に議論できる環境を用意する必要がある、そのためには裁判員の人数を裁判官よりもかなり多くする必要がある、ということであった。

この問題は、議論の経緯から見ても、それぞれにそれなりの言い分があり、しかもわが国独自の新しい制度を創設しようというのであり、理論的・論理的に決着をつけようと思っても簡単に結論の出る問題ではない。その限りでは、政策判断の問題であり、制度を実施する中でよりよい制度を目指す継続的な改革努力を行っていく必要があるということになるであろう。

#### 四 対象事件

もう一点、対象事件についての議論も確認しておこう。

「意見書」は、「法定刑の重たい重大犯罪」としていた。それを具体的にどの範囲の事件を対象にするかということでは、広く一般の国民が関与することになる事件数、国民の関心、国民参加の対象としての適性、国民の負担、といった観点から議論が行われた。

「法定刑の重たい重大犯罪」ということで直ぐ思いつくのは、A法定合議事件ということになるが、法定合議事件全体となったときには、事件の性格、証拠関係、国民の関心という点等からして裁判員裁判事件として相応しくない事件、例えば、文書偽造、覚せい剤の営利目的所持、といった事件が含まれることになるという強い反対意見があり、次の二つに絞る意見が出されていた。

一つは、法定合議事件のうちB「法定刑に死刑・無期（懲役・禁錮）を含む事件」、あるいはC「故意の犯罪行為によ

り被害者を死亡させた事件」である。

ところが、Bであれば、危険運転致死や傷害致死といった国民生活に深く関わる重大事件が対象にならない。Cでも、殺人未遂がはずれることになる。ということ、BプラスCという意見も有力に主張されることになった。

しかし、文書偽造や覚せい剤関係等の事件が直ちに国民参加に相応しくなかつたり、国民の関心が薄いと切り切れるのか、という点に疑問が出されていただけでなく、広く国民一般が関与するという事件数になっているのかどうかも看過できない疑問点だった。

事務局が用意した平成一四年の統計数字によれば、法定合議事件Aは、四八七三件であり、Bは、二五〇三件、Cは、八九二件である。Aであつて、裁判員の人数を例えば六人としてみても、年間に裁判員として裁判に関与する国民は、三万人もいないことになる。ましてや、Cということになれば、五〇〇〇人程度でしかない。

それを各地方裁判所ごとに見てみるとさらにその数字の持つ意味が明確になる。たとえば、BプラスCとしてみても、二つの地方裁判所では、年間一〇件にしかならない。一三の地方裁判所では、二〇件以内でしかない。

## 五 確定した裁判員制度とその意義<sup>(12)</sup>

最終的に、裁判員裁判の対象となる事件は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る事件、さらにいわゆる法定合議事件（裁判所法第二六条二項二号）のうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの、ということになった（第二条一項、法律名を記載していないのは、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の条項である）。この後者に該当する典型的な事件として想定されているのは、危険運転致死や傷害致死などである。全体の件数は、最近の統計数値から約二八〇〇件前後と想定されている。前述したようにこの数字が、国民参加の実質を確保する

のに十分な数字かどうかについては、疑義がないわけではない。少なくとも、法定合議事件の約四五〇〇件程度はあつてよかつたのではないかとも思われる。しかし、見直しを前提とする限りは、スタートのあたつての現実的な数字ということも可能かもしれない。

裁判員が加わる裁判の合議体の構成は、原則として裁判員が六名、裁判官が三名、計九名ということとで落ち着いた(第二条二項)。前述のように、検討会での多数意見が五人以下であつたことを考えれば、少数説にも配慮した妥当な結論になつたといえるであろう。これは、国会に提出するにあつて与党協議の意向に配慮した結果であつたともいわれている。<sup>(13)</sup> 但し、裁判員の人数については、裁判員六人以上説の多数説とは異なり、三人説を採つた。また、もう一点与党協議に配慮した次のような内容も盛り込まれた。<sup>(13)</sup> 公判開始前に、公判での争点と証拠を整理する「公判前整理手続」において事実と争いがなく、適当と認められる場合には、合議体の構成を裁判員四名、裁判官一名にすることができ(第二条三項) ことにした。これは、裁判員と裁判官の比率を例外的にはあつても大きく変えるものであり、裁判員制度の本質に関わる重要な内容である。

次に、前述しなかつたが裁判員の資格要件についても触れておこう。最終的に裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から「くじ」によつて選定することになつた(第一三条、二一条一項)。検討会での議論では、二五歳以上の国民という意見が有力であり、これも与党協議に配慮しての結論だつた。<sup>(13)</sup> この結論も国民参加の実質を確保する上で、極めて重要な意味をもつていた。但し、かなり広範な欠格事由、就職禁止事由、辞退事由、不適格事由があり、残念ながら、大学の法律学の教員は就職禁止事由にあつてゐる(第一四条乃至一八条)。

裁判員は、裁判官と共に、「事実の認定」、「法令の適用」、「刑の量定」について判断することになつてゐる(第六条一項)。もっとも、「法令の解釈に係る判断」、「訴訟手続に関する判断」、「その他裁判員の関与する判断以外の判断」は、裁判官だけで判断することになつてゐる(第六条二項)。専門的な判断になるという理解である。

また、裁判員裁判の対象事件については、第一回公判期日前に、「公判前整理手続」に付すことにしている（第四九条）。

以上が、ごくごく簡単に整理した裁判員裁判制度の概要であるが、裁判員制度は、国民が直接刑事裁判に関与するということが、極めて重要な意義を有する。しかし、裁判員制度の導入は、それにとどまらず、これまでの刑事裁判のあり方をも根本的に変えることになるであろう。参加した国民が、裁判員としてその役割を十分に果たせる手続を用意する必要があるからである。

手続的なその第一歩は、「公判前整理手続」の導入である（刑事訴訟法「以下、単に刑訴という」第三一六条の二乃至第三一六条の三二）。この手続は、「裁判員の負担が加重にならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう、審理を迅速で分かりやすいものとする」（第五一条）ために、争点と証拠を整理することを目的としている。

そして、争点を分かりやすく整理するために、整理手続の段階で主として検察官手持ち証拠の開示も不可欠になる。被告人・弁護側にとつては、何時どのような証拠が出されるか予測がつかないということでは、防禦にどの程度の対応が必要かも予測がつかないことになり、争点の整理に依拠するということも難しいことになるからである。ということ、これまで刑事訴訟法上は、全く規定がなかった証拠開示について、ルール化が行われることになった（刑訴三一六条の一三乃至第三一六条の二七）。

具体的には、取調請求予定の証拠は当然として（刑訴三一六条の一三）、取調を請求する予定のない証拠であっても、証拠物、供述録取書等、典型的な八つの類型に属する証拠について、検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であれば、被告人側の請求によって開示されることになる（刑訴三一六条の一五）。さらに、検察官が開示した証拠に関連して事実上・法律上の主張をする場合に、その主張に関連すると思われる証拠の開示を受けることも可能である（刑

訴三二六条の二〇)。以上の開示に関わって争いを生じた場合には、最終的に裁判所の裁定が行われることになる（刑訴三二六条の二五、三二六条の二六）。

このような証拠開示を前提に、公判前の整理手続で争点と証拠が分かりやすく整理されていることで、連日的開廷によつて迅速な審理を行うことが可能になる。

当然その公判審理には裁判員が関与することになり、「分かりやすい」審理が行われなければならない。裁判員にとつて「分かりやすい」とは、いうまでもなく、法廷での審理を通じて、裁判員が五官の機能を活用することによつて事件についての判断ができる証拠が提供されるということである。とすれば、これまで「調書裁判」と批判されてきたわが国の法廷で証拠の中心を占めてきた「読む」という機能だけで判断を要求する書面証拠は、原則として排除されなければならず、口頭での確認が可能な証拠が中心にならない。それは、伝聞証拠の排除を原則としている刑事手続においては当然のことであつて当然ではなくなつていた事態の根本的な改革であり、公判審理の活性化である。と同時に、捜査段階における証拠確保の方法にも関わる。書面の提出を前提とした証拠確保ではなく、あくまでも口頭での証拠提出を中心に考えなければならない。さらに、その採取過程の適正性に紛議を生じ、裁判員による証拠価値についての判断を困難にすることも避けなければならない。

要するに、捜査段階で作成された書面証拠を引継ぎ、密室での心証形成を当然の前提とした「精密司法」は根本的な変革を迫られることにならざるを得ないであろう。

#### 四 新世紀司法改革の意義―結びにかえて

以上不十分ながら検討してきたところから、新世紀司法改革の意義について現時点で可能な範囲で言及することで、

本稿の結びにかえたい。<sup>(14)</sup>

第一に指摘する必要があるのは、司法改革への経緯である。既に言及したように、今回の司法改革は、様々な思惑が複雑に絡み合って実現したといってよいであろう。政治的力を発揮したのは、規制緩和論だったかもしれない。しかし、その批判の対象は、現象的には司法官僚制の確立を軸とする司法の閉塞的機能不全であり、その限りにおいて、その機能不全を憲法的原理に対する逆行の結果生み出された事態と見る見方、それを憲法的司法改革論といってもよいであろうが、その見方と共通の基盤に立っていた。そして、改革にあたっての原因論ということでは、憲法的司法改革論が優位を占めており、その限りでは、少なからず憲法的司法改革論の視点から改革構想が展望されることになっていったといつてよいであろう。

第二に、その意味するところは、司法が、その経緯はともかくとして、憲法の要求に即したものになっていないという認識を前提にしていたということであり、その結果少なくとも表面的には大方の理解を得ることに成功したということであろう。そのことは、司法制度改革審議会の意見書が、「法の支配」の理念を説き、法曹を「国民の社会生活上の医師」と位置づけ、「統治主体・権利主体である国民」が、「国民のための司法を国民自らが実現し支える」ことを求めたところに端的に表れていたといつてよいであろう。その目指したところは、あえて誤解を恐れずモデル化するならば、日本国憲法が目指した司法の近代化の実質化であろう。

第三に、その実現の手立てにも注目する必要がある。その内実についての評価はともかく、方法的には一九六四年に意見書をまとめた臨時司法制度調査会の轍を踏むことのないよう、少なくとも審議会の構成メンバーにおいて法曹関係者の占める割合を徹底的に押さえたことである。一三名中法曹関係者三名という構成が、トータルな意味で現状肯認的ではなく原因論的視点からの検討を可能にしたといつてよいであろう。また、審議会の議論が最新の情報技術をも駆使した情報公開の下で進められたことも重要であった。



第四に、推進本部による制度設計段階になって、法曹関係者の占める割合が圧倒的に高くなってしまった。推進本部事務局はもちろん、例えば、「裁判員制度・刑事検討会」も、一一名中四名、法曹経験者も含めれば五名、警察関係者まで入れれば、六名になり、そのことが現状を肯定的に評価した上での制度設計への指向をより強くしたということになると思われる。

しかし、第五にあらためて確認しておくべきは、理念的枠組みは生きていたということであり、折衷的・妥協的的制度設計になっている部分についても、理念に基づいた運用は十分可能であり、最終的に今回の司法改革の成否は、今後の運用にかかっているといても過言ではないであろう。

その意味で、第六に、「統治主体・権利主体である国民」が果たすべき役割は、極めて大きい。にもかかわらず、例えば、裁判員制度の導入にあたっての議論でも頻繁に使われたキーワードの一つは、「国民の負担」である。負担問題を過大視すると制度は意味のないものになりかねない。しかもそれは、統治主体としての国民に対する期待ではなく、相変わらず統治客体たることを是とするかのような議論になっていたといわざるを得ない。統治主体としての国民の参加を考えるのであれば、負担を甘受しうるような枠組みを用意することこそが肝要であり、いずれにせよ実証的根拠のない主張によって、国民参加の実質を意味のないものにするだけでは避けなければならない。それは、今回の司法改革全般の成否にも関わる問題である。

であれば、最後に、国民の統治主体としての関与を実質化するために是非とも不可欠な公教育・社会教育の場における法教育の充実強化の必要性を強く主張しておきたい。教育現場でその体制が必ずしも十分に整わないということであれば、法曹関係者、大学関係者の実質的なサポート体制の確立も含め、早急に対応策を講じるべきである。これこそが、新世紀の司法改革を最終的に支える要になるようにも思われる。

- (1) その経緯の詳細については、一九九九年一〇月号から二〇〇一年九月号まで二四号にわたって刊行された「月刊司法改革」(現代人文社)、及び二〇〇二年五月から二〇〇四年三月まで隔月刊で一二号まで刊行された「カウサ」(日本評論社)参照。筆者は両誌の編集委員を務めていた。
- (2) 日本経済団体連合会名誉会長・今井敬(いまい・たかし)、評論家・大宅映子(おおや・えいこ)、早稲田大学学事顧問・奥島孝康(おくしま・たかやす)、日本経済新聞社論説特別顧問・日本経済研究センター会長・小島明(こじま・あきら)、東京大学総長・佐々木毅(ささき・たけし)、日本労働組合総連合会会長・笹森清(ささもり・きよし)、京都大学名誉教授・近畿大学法科大学院長・佐藤幸治(さとう・こうじ)、津田塾大学学長・志村尚子(しむら・ひさこ)。
- (3) 筆者は、この中の「裁判員制度・刑事検討会」及び「公的弁護制度検討会」の両検討会の委員を務めた。各検討会での論議の内容はじめ詳細は、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/index.html>参照。
- (4) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/keikaku/020319keikaku.html>参照。
- (5) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/keikaku/gattaisiryu.html>参照。
- (6) この一七本の法律については、[http://www.shugin.go.jp/index.nsf/html/index\\_housei.htm](http://www.shugin.go.jp/index.nsf/html/index_housei.htm)参照。なお、第一六一回国会で成立した以外の法律については、<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/toukatsu/kumiai/1b.html>参照。
- (7) <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/toukatsu/kumiai/1b.html>参照。
- (8) これらの規則については、<http://courtdomino2.courts.go.jp/home.nsf>参照。
- (9) 大出他編著『裁判を変えよう』(日本評論社・一九九九年)二頁以下参照。
- (10) 大出「司法改革への期待」自由と正義一九九二年一〇月号二二頁以下、同「司法を変えるために誰が何をすべきか、できるか」法学セミナー一九九三年三月号三〇頁以下参照。
- (11) 本節以下三節は、大出「裁判員制度導入への検討状況」月報司法書士二〇〇三年一〇月号一六頁以下に加筆・修正を加えたものである。
- (12) 本節は、大出「裁判員制度は、刑事裁判をどのように変えるか」月報司法書士二〇〇四年七月号八〇頁以下に加筆・修正を加えたものである。
- (13) 朝日新聞二〇〇四年一月二六日夕刊(四版)一頁、同二〇〇四年一月二七日朝刊(一四版)一一二頁参照。
- (14) 今回の改革の評価については、とりあえず大出「宮澤」対談・『司法改革』を振り返って、いま思うこと―次なる改革へ向けて「カウサ」一二号(二〇〇四年三月)一頁以下参照。